平成２２年（フ）第４号
兵庫県篠山市黒岡815番地１　フォーチュネイトハウス１－Ｃ
債務者　中山　昭人
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第５号
兵庫県篠山市黒岡815番地１　フォーチュネイトハウス１－Ｃ
債務者　中山千鶴子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
兵庫県高砂市中筋２丁目５番18号
債務者　砂川　英則
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８７３号
兵庫県姫路市勝原区山戸489番地
債務者　小西かえで（旧姓横田）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９３３号
兵庫県姫路市岡田104番地１　第一手柄マンション302号、従前の住所兵庫県姫路市岡田９番地４
債務者　三合　広海
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９３４号
兵庫県姫路市岡田104番地１　第一手柄マンション302号
債務者　三合　ぬい
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２０９３号
広島市南区宇品西４丁目３番15―101号
債務者　濱田惠美子（旧姓正木）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９４号
広島市南区宇品西４丁目３番15―101号
債務者　正木　一代
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４５号
広島市安佐南区毘沙門台３丁目16番８号
債務者　高橋　秀子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３１号
広島市南区東雲２丁目５－２、住民票上の住所広島市中区光南１丁目15番21号
債務者　加藤　武士
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３２号
広島市南区東雲２丁目５番２号
債務者　加藤　洋子
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
広島市東区牛田新町３丁目４番17号西本アパート６号室
債務者　増原かおり（旧姓江口）
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
広島市西区大宮２丁目３番22号
債務者　水本　　克
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２号
広島市西区大宮２丁目３番22号
債務者　水本むつみ
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０８０号
高知県土佐市高岡町乙195番地
債務者　福留　　眞
１　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０号
高知市上本宮町242番地２
債務者　北村　　潤
１　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３号
高知県南国市十市4378番地
債務者　浜口　憲明
１　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
高知県香美市土佐山田町楠目1233番地２
債務者　細木　章夫
１　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
高知地方裁判所破産係